

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

■ 現 状

食の安全・安心についての捉え方は、人それぞれの立場や知識、経験の違いなどにより、認識が大きく異なる場合があることから、食の安全・安心の確保を図るためには、食品の生産から消費に至る各段階の関係者が、食品の安全性に関する情報の共有や相互の意思疎通を図ることが必要です。

このため道では、食品の安全性に関する情報の提供や、消費者、生産者、事業者等による意見交換を中心にリスクコミュニケーションを実施しています。

引き続き、道民及び生産者等が、食の安全・安心に関する相互理解を深めるため、リスクコミュニケーションを効果的に実施していくことが重要です。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

リスクコミュニケーションの効果的な実施

- ・食品表示、食品衛生等、道民の関心が高い5つのテーマを設定し、リスクコミュニケーションを実施しました。（消費者安全課、食品衛生課、成長産業課、食品政策課）
- ・リスクコミュニケーションの実施にあたっては、関係者と連携してテーマの検討や開催の案内を行うとともに、結果を道ホームページにより情報提供し、食品の安全性に関する知識と相互理解が深まるよう努めました。（消費者安全課、食品衛生課、成長産業課、食品政策課）
- ・市町村や消費者団体等関係団体からの要望に応じて資料を提供しました。（食品衛生課、成長産業課、食品政策課）

■ 今後の課題

- ・引き続き、消費者、生産者等が食の安全・安心についての相互理解と知識を深められるよう、リスクコミュニケーションを効果的に実施することが必要です。（消費者安全課、食品衛生課、成長産業課、食品政策課）

2 食育及び地産地消の推進

(1) 食育の推進

■ 現 状

道内の食育については、「第4次北海道食育推進計画」までの取組により、各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せる一方で、道民の食生活における野菜不足や地域の食育の担い手の減少など様々な課題が引き続き存在するほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面型、体験型の取組が行えなかった間に取組主体の担い手の減少や高齢化が進み、体験などの取組を再開するための担い手確保が課題となっています。

このため、道では、令和6年3月に策定した「第5次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）に基づき、「子ども及び子育て世代の食育の推進」と「食に関わる関係者の連携とネットワークの強化」を重点事項とし、関係の機関、団体を含め、道民と役割を分担しながら、引き続き、北海道の食育を総合的・計画的に推進します。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

- ・食生活改善推進員の活動において「北海道食事バランスガイド」を積極的に活用し、適正体重の理解と併せて望ましい食生活の普及に取り組み、知識の習得と行動変容につなげました。（地域保健課）
- ・学校の管理職や栄養教諭等を対象とした研修で、各学校において学校給食の準備から片付けまでの一連の指導を充実させるよう指導・助言を実施しました。（教育庁）
- ・第4次北海道食育推進計画において重点事項としている、高齢者（シニア）向け食育講座を毎年度開催しました。（元年度：4か所、2年度：3か所、3年度：2か所、4年度：3か所、5年度：1か所で開催）。（食品政策課）

「食」に関する理解を深める食育の推進

- ・令和3年3月に策定した「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、関係部局と連携し、食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」を推進しました。（食品政策課）
- ・普通高校の生徒に対し、漁業体験の機会を提供しました。漁業が職業選択の一つとして興味を引くきっかけとなりました。（成長産業課）
- ・漁業士が小学校などにおいて、魚の生態、漁獲方法、調理方法等の出前授業を実施し、水産業に対する関心が深まりました。（成長産業課）
- ・ホームページで水産物の情報を公開するなど、道産水産物に関する学習機会を創出するとともに、原材料の提供など生産者等が行う食育事業に対して支援を行いました。（成長産業課）
- ・食品表示制度に関するセミナーを開催し、表示制度の普及啓発に努めました。（消費者安全課）

本道の食育推進体制の強化

- ・「どさんこ食育推進協議会」を開催し、関係団体等と情報を共有しました。（食品政策課）
- ・北海道食育推進優良活動表彰を実施するとともに、表彰者の活動を周知しました。（食品政

策課)

- ・各振興局における食育推進ネットワーク会議の開催などにおいて、市町村における食育推進計画の重要性を周知しました。食育推進計画を策定している市町村は増加傾向にあります。（食品政策課）

■ 今後の課題

- ・令和6年(2024年)3月に策定した「第5次北海道食育推進計画」(どさんこ食育推進プラン)に基づき、様々な関係者と役割を分担しながら、食育の取組を効果的に推進することが必要です。

(2) 地産地消の推進

■ 現 状

道では、道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消などを愛食運動として総合的に展開しています。地産地消は、食を通じて生産者と消費者の絆を深め、地域の活性化や健康で豊かな食生活を実現する上で大きな意義があるとともに、安定的な販路の確保や流通コストの低減、さらには環境負荷の低減にも資する重要な取組です。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

地産地消の推進

- ・商談会や催事でのPRのほか、道内飲食店で特別メニューを提供するフェアの開催など、新顔作物の認知度の向上に取り組みました。（食品政策課）
- ・消費、生産、商工等の団体や行政で組織する「北のめぐみ愛食運動道民会議」を開催し、各構成団体における愛食運動の取組について情報共有を図りました。（食品政策課）
- ・Facebook「どんどん食べよう北海道」において、北海道の旬の食材や各地で開催されるイベント情報などを発信しました。（食品政策課）
- ・「北のめぐみ愛食レストラン」は、新たに1店舗を認定しました。（食品政策課）
- ・北海道米のブランド力の強化に向けて、中食・外食向けの新品種や省力化技術の導入を促進するための研修会の開催、安定生産に向けた技術資料の作成支援や生産者・指導機関等に向けた情報発信を行いました。（農産振興課）
- ・農業団体やスーパー、コンビニ、飲食店と連携し、店頭や地下鉄車内広告、テレビCMでの北海道米プロモーションを行いました。（農産振興課）
- ・良質な道産小麦の生産拡大を推進するため、農業団体や製粉業者と連携した道産小麦のPRを実施しました。（農産振興課）
- ・道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」を推進するため、将来の食の担い手となる調理・製菓専門学校生を対象に、小麦産地の見学会を開催しました。（食品政策課）
- ・道産水産物魚食普及推進事業等により生産者団体等へ支援を行い、生産者団体等が道産水産物を使用した新製品を開発しました。（成長産業課）
- ・北海道学校給食コンクール、北海道学校給食研究大会を開催し、地場産物を活用した特色ある献立の周知及び活用促進に取り組んでいる実践事例等の普及・啓発を行いました。（教育庁）

消費者と生産者等との結び付きの強化

- ・各種媒体（メールマガジン「どさんこ『MOGUMOGU』インフォメーション」、Facebook「どんどん食べよう北海道」、北海道農業・農村情報誌「confa」など）により、道産食品や本道農業に関し情報発信、理解の促進を図りました。（農政課、食品政策課、食産業振興課、畜産振興課、水産林務部総務課）

地域の食資源を活かした取組の促進

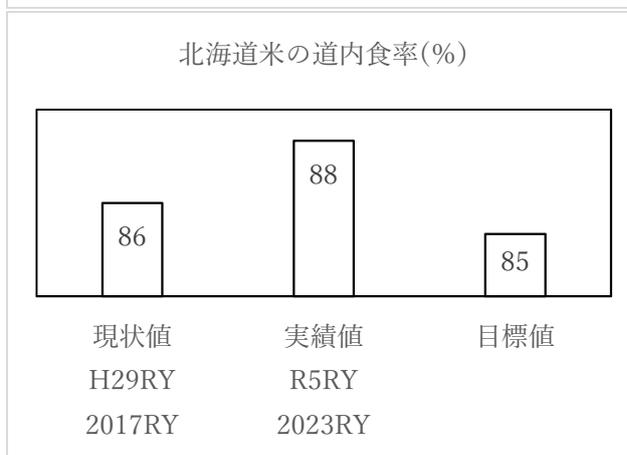
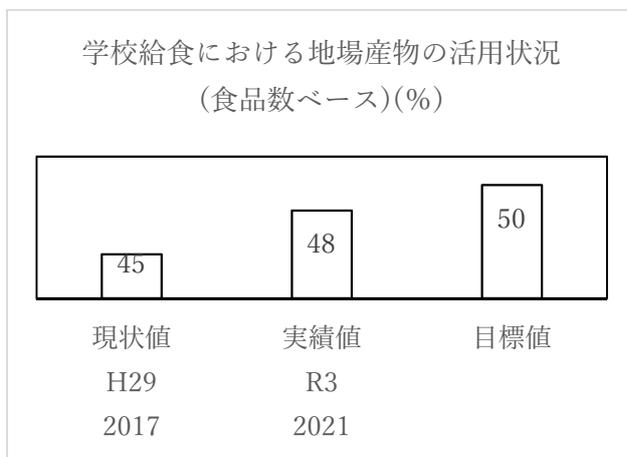
- ・6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援するため、北海道6次産業化サポートセンターを設置・運営し、農林漁業者等からの相談への対応や課題に応じた専門家の派遣などに取り組みました。（食品政策課）
- ・経営感覚を持って6次産業化に取り組む人材を育成するため、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等を対象に「6次産業化等人材育成研修会」を開催しました。（食品政策課）
- ・食クラスター活動を全道各地で効果的に推進するため、食に関わる意欲ある人材に対し、高度なマーケティング力や全国的なネットワークを有する講師陣による専門的な研修を実施しました（令和5（2023）年度実績：人材育成研修「地域フード塾」絶品コース：28名修了、事業化コース：5名修了）。（食産業振興課）
- ・クリーン農業への理解醸成のため、イメージキャラクターの着ぐるみや普及啓発DVD等を活用し、パネル展や出前講座等で消費者へのPR活動を実施、クリーン農業への理解を深めた方へのYES!clean サポーター会員証の交付、北海道クリーン農業推進協議会と連携して、北海道クリーン農業セミナーの開催、流通・食品加工業者への働きかけ、販促資材の提供を実施しました。（食品政策課）
- ・道産食品独自認証制度、道産食品登録制度については、道庁ロビーでのパネル展示や商談会での啓発資料の掲示を行うなど、制度のPRに取り組みました。（食品政策課）
- ・北海道食品機能性表示制度については、道独自の食品機能性表示制度の効果的な運用に取り組み、販路拡大に向けた情報を道内外に発信し、令和5（2023）年度末までに累計で87社・166商品が認定され、令和4（2022）年度末までに累計で約339億円の売り上げとなりました。（食産業振興課）
- ・北のハイグレード食品については、道内の食材を活かして道内企業が製造する「優れた食味」「高い品質管理」「強い消費者訴求力」を備えた商品を選定し、道内外へ発信することで、道産食品全体の販路拡大の支援に取り組み、平成22（2010）年度の創設から令和5（2023）年度末までに累計で1,208品（延べ965社）が推薦され、223品（延べ212社）の加工品を選定しました。（食産業振興課）
- ・「北海道愛食大使」は、新たに2店舗を認定しました。（食品政策課）
- ・ホームページや食育推進ネットワーク会議など、食育関係者が集まる会議を活用し、北海道らしい食づくり名人制度をPRし、登録を推進しました。令和5（2023）年度末における食づくり名人は143名（うち伝承名人49名）となっています。（食品政策課）

観光産業との連携強化

- ・北海道と札幌市の連携により、JR札幌駅西コンコース北口に設置している「北海道さっぽろ『食と観光』情報館」の「食」コーナー（北海道どさんこプラザ札幌店）において、道内事業者等に商品の販売や地域のPR機会等を提供することにより、道産食品の消費・販売の拡大に繋がりました。（食産業振興課）
- ・全国で人気の高い北海道物産展において、道内事業者等に催事機会や地域の食と観光の魅力を発信する機会を提供することにより、道産食品の消費・販売の拡大に繋がりました。（食産業振興課）
- ・農業者だけでなく、地域ぐるみで受け入れる農村ツーリズムの取組について、SNS等を活用して情報提供するなど、広く周知しました。（農村設計課）

■ 今後の課題

- ・道産農林水産物の消費拡大については、引き続き、要望に応じた生産者等の取組支援や、親子料理教室など要望に応じた取組が必要です。（関係各課）
- ・北海道米については、家庭用はもとより、販路の拡大が期待できる中食や外食向けの業務用米や加工用米のほか、酒米や米粉用米、輸出用米などの需要に応じた生産を進めるとともに、地域イベントや道内のコンビニ・スーパー等と連携したプロモーションなどにより北海道米のブランド力の強化と消費拡大を推進する必要があります。また、経営規模の拡大や担い手の高齢化の進行に加え、業務用や加工用など多様なニーズに対応するため、更なる低コスト・省力化生産技術の導入や多収品種の導入を図る必要があります。道産小麦については、消費者や実需者のニーズに応じるため、安定生産・供給体制を整備し、需要に対応しながら生産拡大を図る必要があります。（農産振興課、食品政策課）
- ・食クラスター活動は、道産食品の高付加価値化と北海道ブランドの磨き上げを図るため、継続して取り組む必要があります。（食産業振興課）
- ・農林漁業者等が行う、地域の食資源等を生かした取組を促進するためには、個別相談対応や専門家の派遣等を行う6次産業化サポートセンターの安定的な設置・運営が必要です。（食品政策課）
- ・北海道食品機能性表示制度は、引き続きセミナーやイベント等を通じて消費者や流通業者等の理解の促進に取り組む必要があります。北のハイグレード食品は、事業の認知度の向上に課題があります。（食産業振興課）



地産地消関連の主な表示・認証等のマーク

<p>愛食の日</p> 	<p>愛食レストラン</p> 	<p>愛食応援団</p> 
<p>麦チェン</p> 	<p>YES!clean</p> 	<p>きらりっぷ</p> 
<p>道産食品登録制度</p> 	<p>北海道食品機能性表示制度</p> 	<p>北のハイグレード食品</p> 
<p>北海道愛食大使</p> 		
<p>有機 J A S 表示制度</p> 	<p>M E L</p> 	<p>M S C</p> 

3 道民からの申出

■ 現 状

食品の安全・安心を確保する上で、食品の安全性や食品の表示などに関する道民から相談や情報提供に適切に対応することが重要です。

道では、道立保健所や道立消費生活センターにおいて、消費者などからの食品の安全性や品質等に関する相談を受け付けているほか、食品の表示や安全・安心に関する情報や、問合せ等を受け付ける「食品安全相談ダイヤル」を開設し、道民の方々からの相談や申出に対応しています。

また、これらの情報を庁内関係部局で共有化し、一元的に管理するとともに、関係法令に基づく措置など通報等に係る対応について点検を行っています。

食の安全・安心の確保のため、引き続き、道民からの相談や情報提供に対応し、受理した情報の共有と対応状況の点検を適切に実施する必要があります。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

- ・電話やウェブフォームにより、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付けました。（消費者安全課）
- ・「食品安全相談ダイヤル」を設置し、食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ、意見等を受け付けました。（食品政策課）
- ・全道の保健所窓口では、食品衛生に関係する各種相談に応じました。（食品衛生課）
- ・道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、通報等に対する処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表しました。（消費者安全課）
- ・国、地方自治体など、関係機関・団体と定期的に情報交換、協議を行うための会議等に参加協力し、日頃からの連携の維持、円滑な協力体制の確保に努めました。（消費者安全課）

■ 今後の課題

- ・道に寄せられた食品衛生、食品表示に関する情報や通報は関係部局で共有されており、道民の食の安全・安心を維持するため、引き続き情報や問合せなどを受け付け、適切な対応を取る必要があります。（消費者安全課、食品衛生課、食品政策課）
- ・国等とも引き続き、定期的に情報交換、協議を行う必要があります。（消費者安全課）